

役員報酬・活動支援金及び活動費規程

【目的】

第1条 この規程は、相生町内会（以下「本会」という）規約第10条の規定に基づき役員の報酬・活動支援金及び活動費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【規程の対象】

第2条 この規程の対象となる役員は、本会規約第6条に記載される。

【報酬・活動支援金について】

第3条 報酬は、役員がその職務遂行にあたり、業務活動の対価として、あるいは業務上発生する費用などを補填するものとして、支給される。

- (1) 町内会の役員としての業務活動に対する対価
- (2) 町内会活動に要する拘束時間に対する対価
- (3) 交通費、ガソリン代、通信費、会議・研修会参加費、催事参加に伴う費用、パソコンの利用や印刷物作成にかかる費用などの内、領収書などで精算が難しいもの

2 活動支援金は、第1項第3号に記載される費用を補填するものとして支給される。

【活動費について】

第4条 活動費は、役員がその職務遂行にあたり、領収書などにより精算できる費用として支給される。

- (1) 物品の購入費、印刷物作成、交通費、ガソリン代、通信費、会議・研修会参加費などの内、領収書などで精算可能な費用

【役員報酬・活動支援金】

第5条 本会役員は、その職責に応じ役員報酬又は活動支援金の支給を受ける。

2 会長、副会長及び会計（以下「執行役員」という）は、その職責に応じ役員報酬の支給を受ける。

3 執行役員以外の役員は、その職責に応じ活動支援金の支給を受ける。

4 委員会や部会などの役員（委員会委員長、委員会副委員長など）のうち、本会役員を委嘱されている役員以外の報酬又は活動支援金などの支給は、各会の規約に従う。

5 任期期間中に退任する執行役員及びその欠員により補充される後任の執行役員は、就任稼働月分の報酬の支給を受ける。

6 兼務する役職のある役員は、兼務するすべての役職について活動支援金の支給を受ける。

7 会長は、特別に必要と認める場合、役員報酬又は活動支援金を加算して支給することができる。ただし、会計報告において加算の理由と金額を個別に記載しなければならない。

8 本会役員は、役員報酬又は活動支援金の全てあるいはその一部について支給を辞退することができる。ただし、会計報告において辞退の理由と金額を個別に記載しなければならない。

【役員活動費】

第6条 本会役員は、活動に必要な経費の支給を受ける。

2 役員活動に必要な経費は、本会に請求し、本会及び各委員会の会計において精算する。

【報酬及び活動支援金支給額の決定】

第7条 役員の報酬及び活動支援金の支給額は、本会執行役員会において協議し、総会で承認を得るものとする。

2 支給の基準日は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 支給額は、決算報告及び予算案に記載しなくてはならない。

4 各役職の報酬及び活動支援金の支給基準額は、別表に定める。

【支給方法】

第8条 役員の報酬及び活動支援金は、年度末に一括して支払うものとする。

2 期間途中で退任した場合は、役員在任期間に応じた報酬及び活動支援金を支払う。

3 活動費（経費）は、あらかじめ請求するか、または領収書で精算する。

【委任】

第9条 この規則に定めるものの他に運用に必要な事項は、本会執行役員会が定める。

【改正】

第10条 この規定の改正は、総会の議決により行う。

【附則】

令和5年3月5日制定のこの規程は、令和5年4月1日から施行する。

【別表】

本会規約第6条に記載される役員の報酬及び活動支援金の金額について記載する。

役職	年額（月額）	
会長	報酬	300,000 円（25,000 円）
副会長		180,000 円（15,000 円）
会計		120,000 円（10,000 円）
公民館長	活動支援金	10,000 円
監事		10,000 円
顧問		10,000 円
相談役		10,000 円
神社総代		25,000 円
組長・マンションなど代表		10,000 円/世帯あたり
上記以外の役員		10,000 円